

農村・求職者良質雇用マッチングアシスト推進事業（重点地域活動支援） 委託業務公募型プロポーザル企画提案指示書

1 委託する業務名

農村・求職者良質雇用マッチングアシスト推進事業（重点地域活動支援）委託業務

2 業務の目的

釧路管内の基幹産業である酪農業では、先端技術の導入や経営の法人化・大規模化等に伴い、従来の養畜作業員や農業機械オペレータに加え、必要とする職種も多様化していることから、農業法人等の事業主に対する雇用環境の改善に向けた支援を行うとともに、求職者に対する就業体験等の機会の確保や事業主とのマッチング支援を行うことにより、良質で安定的な正社員雇用の創出及び定着を図る。

※ 本業務は、農村・求職者良質雇用マッチングアシスト推進事業のうち釧路管内を「重点地域」として実施するものであり、農政部生産振興局技術普及課において全道を展開地域として実施する業務とは別に実施するものです。

3 本業務における支援対象業種（指定主要業種）

標準産業分類中分類：A01－農業

※ 支援対象の事業主は、農地を取得して農業を営む事業主に加え、農業サービス業も含む（例：酪農ヘルパー組織、コントラクター、TMRセンター、育成センターなど）。

※ この指示書で「農業法人等」とは、農地所有適格法人や農事組合法人、農地を賃借して農業を営む法人等のいわゆる「農業法人」に加え、農業を営む個人経営体、農業サービス業を営む事業主を指すものとする。

4 業務の内容

（1）事業主向け支援

事業主に対して実施する、労働環境の整備や事業所の魅力向上、働き方改革、雇用管理改善、生産性向上等に係る個別支援や専門家派遣、継続的に行う伴走型支援などを通じて、良質な雇用機会の確保を図る次の取組を行うものとする。

① コーディネーターの配置（事業期間随時）

農業法人等の事業主と求職者をマッチングするコーディネーター1名を配置するものとする。

コーディネーターは本業務全体を通じて、②の支援チームと連携して業務を実施するものとする。

② 支援チームの編成（事業期間随時）

釧路管内の市町村、農業協同組合、農業改良普及センター、農業担い手育成協議会等の協力を得て「支援チーム」を編成し、チームの協議により、事業主支援及び求職者支援を行うものとする。

③ 「重点支援法人等」の選定及び重点支援（事業期間随時）

ア 「重点支援法人等」の選定

支援チームの協議を経て、良質な雇用の確保に意欲のある農業法人等の中から「重点支援法人等」を選定（10 法人程度）するものとする。

イ 「重点支援法人等」への重点支援

a 現地調査・専門家派遣

支援チームによる現地調査を経て、必要に応じて専門家（社会保険労務士、キャリアコンサルタント、業務改善コンサルタント等）を派遣し、訪問診断や労働環境の改善、求人内容の見直し等を支援するものとする。

b 求職者とのマッチング支援

「重点支援法人等」が必要とする人材については、優先的に求職者とのマッチング支援を行うものとする。

（2）①の合同面接会では、優先的にマッチングの機会を確保するとともに、（2）②の求職者向け農場体験等のあっせんでは、優先的に体験等希望者をあっせんするものとする。

④ 良質な雇用創出セミナーの開催

ア 開催時期

本業務開始後、早期に開催するものとする。

イ 開催形式

対面とオンラインの併用（ハイブリッド方式）による開催とする。

新型コロナウイルス感染症のまん延状況によっては、オンラインのみでの開催とする。

ウ 開催場所

各農業協同組合の管轄区域（6 地区）毎に開催するものとする。

なお、新型コロナウイルス感染症のまん延状況によっては、オンラインのみでの開催とする。

エ テーマ

「求人内容の見直し」や「若年層の定着」など農業分野における良質な雇用の創出に資するものとし、受託者の企画提案を基に、支援チームで協議の上、決定するものとする。

オ 主な参集範囲

a 重点支援法人等の事業主及び従業員

b a 以外の農業法人等の事業主及び従業員

c 指導農業士・農業士

d 新規就農希望者や農業青年組織（4 H クラブ等）の構成員

e その他雇用確保に関心のある農業者（個人経営を含む）

f 農業協同組合などの農業関係団体職員

g 農業行政関係者（国・道・市町村）

h その他聴講希望者

（2）求職者向け支援

求職者に対して実施する、農場体験（職場体験）やインターンシップ等のあっせん、合同面接会、コーディネーター等による就職支援、求人情報提供など、事業主と求職者のマッチングを図る次の取組を行うものとする。

ただし、すべての取組について、新たに学校を卒業する学生・生徒のみを対象としたものは実施することができないこと、また、個人として就農を行う者（いわゆる独立就農）のみを対象とした取組は実施することができないことに留意すること。

① 合同面接会の開催

ア 開催時期

遅くとも令和4年11月末頃までに開催するものとする。

イ 開催回数

2回以上

ウ 開催形式

対面とオンラインの併用（ハイブリッド方式）による開催とする。

新型コロナウイルス感染症のまん延状況によっては、オンラインのみでの開催とする。

エ 対面会場

a 求職者が多く参加できる国内の都市を提案すること。

b 会場では、新型コロナウイルス感染症対策を講じて開催するものとする。

オ 主な出展者

a 農業協同組合（地域の代表）

b 重点支援法人等（10法人程度）

② 求職者向け農場体験等のあっせん（事業期間随時）

コーディネーターが支援チームと連携して、農場体験（職場体験）やインターンシップ等を希望する求職者にあっせんするとともに、移住支援を含め、最終的な就農・就業までを支援するものとする。

(3) 雇用就農実態把握と事業実施報告書の作成

上記(1)～(2)で実施した取組における求職者・農業法人等の実態把握（雇用就農求職者の拡大や農業での人材確保の参考となるアンケートによる）と、業務全体に係る実施報告書を作成すること。

5 実績報告書

事業終了後、速やかに実績報告書、収支精算書に次のものを添付して提出してください。

(1) 委託業務実施報告書（A4版1部及び電子媒体）

(2) 雇用就農者名簿（A4版1部及び電子媒体）

本事業を通じて釧路管内の農業法人等に雇用就農した者の名簿

6 提案に当たっての留意事項及び提案事項

(1) 留意事項

ア 企画提案に当たっては、提案内容が新型コロナウイルス感染症などの影響により実施が困難となった場合に対応できる代替案についても、指示書の記載事項に沿った内容で提案すること。

イ 本事業は、「地域活性化雇用創造プロジェクト事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」等の関係規定を踏まえ実施するとともに、同事業による良質な雇用による正社員就職者等の創出が求められていることに留意すること。

ウ 本事業で取り扱う個人情報、個人情報保護法、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき指針等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。

- エ 第三者の著作権等を利用する場合は、使用許諾を得るなど関係法令を遵守すること。
- オ 各業務に要する概算経費を、別紙3の事業予算積算書により提出すること。
- カ 委託経費の50%以上を人件費（給与、講師謝金等）に充てるものとする。

キ アウトプット目標

支援事業主（参加農業法人等）数及び参加求職者数：延べ80社・名以上

ク アウトカム目標

良質な雇用による正社員就職者等：7名以上

ケ 良質な雇用による正社員就職者等

正社員等として雇用された者、支援を受けた事業主に雇用される労働者のうち処遇改善が図られた労働者、非正規雇用労働者から正社員へ転換された者で、所定内給与額1ヶ月当たり平均が20万100円以上、月平均所定外労働時間が20時間以下となる者

(2) 提案事項

ア 各業務共通

- a 釧路管内の農業法人等における人材確保の状況や課題等を踏まえ、本事業の基本コンセプトを提案してください。
- b 事業の全体像について、各業務の位置づけや業務の流れなどが分かるよう、概念図などを用い、簡潔かつ分かりやすく提案してください。
- c 良質で安定的な正社員雇用の創出が図られる効果的な開催内容を提案してください。

イ コーディネーターの配置、支援チームの編成

コーディネーター候補の経歴や資格、配置場所、支援チームの構成員案などについて具体的に提案してください。

ウ 「重点支援法人等」の選定及び重点支援

「重点支援法人等」の選定方法、派遣する専門家等の候補などについて具体的に提案してください。

エ 良質な雇用創出セミナー

セミナーのテーマ（ねらい）、事業主等の関心を引く講義内容（カリキュラム）、集客力のある講師、開催時期、開催時間、場所、遠隔地の者が受講できるための手法、参加者確保のための効果的な募集方法等について具体的に提案してください。

オ 合同面接会

面接会のテーマ（ねらい）、開催時期、開催時間、場所、求職者の関心を引く取組（例：動画の上映、セミナーの開催等）の内容、出展者確保のための効果的な募集方法、参加者確保のための効果的な周知方法等について具体的に提案してください。

参加者の募集に当たっては、求職者が釧路管内に移住し、かつ、酪農への雇用就農することに魅力を感じさせるような効果的なPR方法を提案してください。

会場では、酪農での雇用就農に関する啓蒙や酪農現場において必要なスキルのガイダンスなど、求職者の雇用就農につながるような取組を提案してください。

カ 求職者向け農場体験等のあっせん

受け入れをする農場等の事業主や受け入れのサポートを行う市町村・農業協同組合との連携体制について、具体的に提案してください。

キ 求職者・農業法人等の実態把握

釧路管内の農業法人等における人材確保の状況や課題等を明確にし、良質で安定的な正社員雇用の創出が図られる効果的な施策の検討に当たって参考となるアンケートの手法や調査項目、結果の分析手法等について提案してください。

7 委託期間

契約締結日から令和5年(2023年)1月31日(火)まで

8 業務上の留意事項

業務内容の詳細は、企画提案の内容を基本とし、道と受託者が協議して決定する。

9 予算上限額

6,581千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を上限額とする。

10 審査基準

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断します。

(1) 企画提案者の適格性

- ア 提案者の事業内容及び実績から見て、受託能力があるか。
- イ 雇用就農の現状・課題に関して、相当程度の知識と適正な認識があるか。
- ウ 事業を円滑かつ確実に実施するための資源、特性、ノウハウなどをもっているか。
- エ 事業を円滑かつ確実に実施する体制は確保されているか。

(2) 企画提案内容及び業務遂行方法の妥当性

- ア 本事業の目的及び背景を十分に理解し、それらを踏まえた基本コンセプトのもとに各業務の提案がなされているか。
- イ 各業務は、より多くの参加者が確保されるような周知方法となっているか。
- ウ 各業務は、参加者が参加しやすい場所、日時で開催される内容となっているか。
- エ 各業務は、良質で安定的な正社員雇用の創出が図られるものになっているか。
- オ 良質な雇用創出セミナーは、内容が充実し、十分な効果が見込まれるものになっているか。
- カ 合同面接会は、雇用就農に結びつく効果的な内容となっているか。また、出展者、参加者双方を確保するための工夫がなされているか。
- キ 求職者向け農場体験等のあっせんは、受入農場等の事業主や受け入れのサポートを行う市町村・農業協同組合との連携が円滑に行われる内容となっているか。
- ク 求職者・農業法人等の実態把握は、雇用就農の促進と定着について効果的な調査内容、手法となっているか。また調査結果分析手法が妥当か。
- ケ 業務処理のスケジュールは妥当か。具体的・実現可能な内容であるか。

11 企画提案者の参加 資格 要件

- (1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等(法人、法人以外の団体を含む。)による連合体(以下、コンソーシアムという。)とする。
- (2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 道内に本社又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体を除く。

- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- エ 北海道競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 号第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
- カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - a 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - b 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - c 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）
 - a 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - b 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - c 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。

12 手続き等

業務の委託に当たり、企画提案参加希望者から事前に参加表明書を徴取して資格の有無を審査し、資格を有する場合は企画提案書の提出及び企画提案説明会への出席を要請します。

(1) 参加表明書の提出

- ア 提出期限
令和 4 年(2022 年) 6 月 17 日（金）午後 5 時
- イ 提出書類
参加表明書及び添付資料
- ウ 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る）により 1 部提出してください。
なお、持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。
- エ 提出場所
北海道釧路総合振興局産業振興部農務課農業経営係

(2) 企画提案書等の提出

- ア 提出期限
令和 4 年(2022 年) 6 月 27 日（月）午後 5 時
- イ 提出書類
企画提案書及び事業予算積算書
- ウ 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る）により 10 部提出してください。
なお、持参の場合の受付時間は、土日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。
- エ 提出場所

オ その他

- a 企画提案書の記載に係る質問は、電話、ファックス等により令和4年(2022年)6月24日(金)までをお願いします。
- b 企画提案書を提出しない場合には、電話、ファックス等により報告願います。なお、期限までに提出のない場合は、棄権したものと見なします。

(3) 企画提案書の作成方法

- ア 「6 提案に当たっての留意事項及び提案事項」及び「10 審査基準」を参照の上、企画提案してください。
- イ 企画提案書を1ページ目とし、次ページに目次を付け、以降、企画提案の内容とし、最後に事業予算積算書としてください。
- ウ 企画提案書の様式は特に定めませんが、用紙の大きさは日本工業規格A4版としてください。
- エ 社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄は一切入れないでください。
- オ 企画提案説明書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現としてください。
- カ 提出された企画提案書の全部又は一部について、変更、追加及び削除はできません。

(4) プロポーザル審査会(企画提案説明会)

7月上旬にプロポーザル審査会(企画提案説明会)を開催し、提案内容を聴取させていただきます。日時、場所、留意事項等については別途通知します。
なお、企画提案者が多数の場合、事前に企画提案書の書面による1次審査を行うことがありますので、その場合は別途通知します。

13 企画提案の選定について

プロポーザル審査会において評価を行い、最も優れた企画提案を選定するものとします。また、審査結果を企画提案者全員に文書で通知します。

14 企画提案書の取扱

提出された企画提案書の著作権は、それぞれの企画提案者に帰属しますが、道が公表することが必要な場合には、提出書類を使用することが出来ることとします。
なお、提出された企画提案書は返却いたしません。

15 業務委託について

原則として、道はプロポーザル審査会で選定された企画提案者に対し、所定の手続きを経た上で、当該業務に係る見積書の提出を依頼します。
ただし、上記いずれの時点においても失格要件が判明した場合には、審査会で審議の上、失格となることがあります。

【失格要件】

- ・ 提案書に虚偽の記載があることが判明した場合
- ・ その他、事業を遂行できない重大な事由が発生した場合

16 担当部課（提出、問い合わせ先）

北海道釧路総合振興局産業振興部農務課農業経営係（担当：河野・角田）

〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 浦見庁舎2階

TEL：0154-43-9222（直通）

FAX：0154-41-2128

17 その他留意事項

- (1) 企画提案書提出に要する費用は、すべて企画提案者の負担とします。
- (2) 提出期限以降における参加表明書又は企画提案書の差替え又は再提出は認めません。
- (3) 新型コロナウイルス感染症などの影響により業務の一部中止や実施方法の変更を求める場合があります。
- (4) 事業実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症のまん延を防ぐため、適切な措置を講じてください。
- (5) 受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ委託者である道の承諾を得た場合は、この限りではありません。

また、再委託先及び再委託予定金額については、あらかじめ企画提案書に明記するとともに、契約締結後においては、提出する事業計画書にも記載するものとします。

一括再委託並びに総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等の業務の再委託は禁止します。

なお、受託者が委託業務の遂行過程において、単に、補助的に、第三者を使用するにとどまる場合は再委託に該当しないため、あらかじめ道の承諾は必要ありません。

【「再委託」に該当しないものの例】

受託者が業務の遂行過程において補助的に第三者を使用する例	第三者
業務処理のために消費する消耗品（コピー用紙や資材など）の購入	小売業者
契約に基づき提出させる事業の成果報告書の印刷	製本印刷業者
アンケート調査の切手や運搬等の通信運搬費	託送業者
新聞広告	新聞社
業務処理（イベント等開催）のための会場借上	施設保有者等
業務処理に必要な機器のリース・レンタル	リース会社
業務処理のために雇い入れた補助員（アルバイト）への賃金	個人
講演会出席者や調査協力者に対する謝金	個人
受託者が直接実施できない軽微な請負	契約事業者